

水曜コラム+

日銀いよ金融教室 第91回：「仮想通貨は『通貨』ではない」

2018年3月14日（水）（愛媛新聞 E 4 編集係）

最近、ビットコインなど仮想通貨についてご質問を受けることが増えている。仮想通貨については、昨年の価格高騰や仮想通貨を用いた資金調達（Initial Coin Offering）の増加、本年入り後の仮想通貨交換業者からの大規模な不正流出事件や仮想通貨交換業者等に対する行政処分（業務停止命令や業務改善命令）など、報道が相次いでいる。ちなみに、ビットコイン取引に占める通貨シェアは、2016年までは中国元がほとんどを占めていたが、2017年以降、日本円が増えており、3～4割に上っている。

仮想通貨について、日本銀行の黒田総裁は国会で、「法定通貨ではなく、裏付けとなる資産もないため、現状はほとんどが投機的な対象となっている。送金や支払いへの利用もごくわずか」「仮想資産という言い方に変えるべきとも言われる」と答弁している。

ただ、「資産」と言っても、有価証券と異なり、保有し続けていてもビットコイン等の仮想通貨からは利息や配当などは得られない。また、金（gold）などとも異なり、本源的価値もない。

仮想通貨は、裏付け資産など価格の「アンカー」に相当するものを持っていないため、投機資金の流出入などに応じて値動きが大きくなっている。値動きが大きいと、値上がりが予想されれば保蔵されがちになるし、逆に値下がりが予想されれば受容されにくくなるため、支払決済手段としては、そもそも使いにくい。また、法定通貨ではないため、支払決済に利用しようとしても、受取側が拒否すれば利用はできない。仮想通貨を取引しようとする方は、こうしたリスクを十分に認識したうえで取引を行うことが求められる。

他方で、ビットコインの基盤技術である「ブロックチェーン・分散型台帳技術」は、既存の暗号技術などを組み合わせることにより、特定の帳簿管理者に依存することなく、分散型の構造の下で帳簿を管理する仕組みである。幅広い資産の移転や記録（例えば、絵画などの知的財産や宝石、医療記録など）の管理に利用可能なものとして期待されている。

主要国の中央銀行でも、新しい情報技術を深く理解することに主眼をおいて調査研究や実証実験を実施している。日本銀行では、銀行券を代替するような「中央銀行デジタル通

貨」を発行するといった具体的計画は有していないが、欧州中央銀行と共同で、分散型台帳技術の金融インフラへの応用可能性を調査するための取組みを進めている。ご関心のある方は、本年2月に日本銀行決済機構局が公表した「決済システムレポート・フィンテック特集号」 (<http://www.boj.or.jp/research/brp/psr/psrb180207.htm/>) をご覧頂きたい。

(日本銀行松山支店長・金沢敏郎氏)